

鹿沼市自治公民館等補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成30年鹿沼市規則第5号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、鹿沼市自治公民館等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第2条 補助金は、自治会及び地縁団体（以下「自治会等」という。）が設置する自治公民館等の集会施設（以下「公民館等」という。）の建設、施設の整備・充実及び敷地の借上げに要する経費の一部を補助することにより、自治会活動及び生涯学習活動の振興に資することを目的とする。

2 補助金は、着手前申請型補助金等として交付する。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）を直接実施する者であること。
- (2) 本市の区域内に住所を有する自治会等の代表者であること。
- (3) 補助事業について、国、県及び他の市町村から補助金等の交付を受けていない者であること。

(補助事業)

第4条 補助事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内において、自治会等が設置する公民館等の集会施設を有すること。
- (2) 自治会等が設置する公民館等を新築又は増改築又は維持（修繕、地代借上げ料）のための費用に供すること。
- (3) 地代借上げに要する経費を除き、前年度及び前々年度に本補助金の交付を受けていないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときにはこの限りではない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、それぞれ次の表のとおりとする。

補助金の対象となる経費	補助金の額
公民館等の新設に要する経費	5分の2以内。ただし、500万円を上限とする。複数の公民館を統合して公民館等を新設する場合は、2分の1以内。800万円を上限とする。
公民館等の増改築に要する経費	2分の1以内。ただし、100万円を上限とする。
公民館等の修繕に要する経費	2分の1以内。ただし、100万円を上限とする。

費	
公民館等の地代借上げに要する経費	10分の10（100％）以内とし、補助対象経費の算出は、敷地のうち借上げている部分の評価額に100分の4を乗じて得た額又は実費のいずれか低い額を、借上げている土地の面積で除して得た額に、建坪面積に5を乗じて得た面積又は借上げている土地の面積のいずれか少ない面積を乗じて得た額とする。
その他公民館等の整備に要する経費	市長が別に定める規定による。

2 市長は、予算の状況に応じて前項の額を減額することができるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業等実施計画書（様式第2号）
- (2) 補助事業等収支内訳書（様式第3号）
- (3) 自治公民館等の工事又は修繕に関する設計書又は見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助事業について市長から書類の提出、現地調査等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、申請について決定をしたときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

- (1) 補助金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。） 補助金等交付決定通知書（様式第4号）
- (2) 補助金を交付しない旨の決定 補助金等不交付決定通知書（様式第5号）

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、補助事業の変更をしようとする場合は、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請（変更に係るものに限る。）について承認したときは、補助金等交付決定通知書（変更）（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業について次に掲げる事項のみの変更をする場合は、前項の承認を不要とする。この場合において、補助事業者は、補助事業の

完了前までに、当該変更の内容を補助事業変更届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 補助事業者の住所又は氏名
- (2) 補助対象外経費のみの額
- (3) 補助金及び国、県、他の市町村の給付金以外の収入額
- (4) 年度を超えない補助事業の実施期間
- (5) 補助対象経費に影響しない補助事業の工程
- (6) その他市長が軽微な変更と認めるもの
(手続の免除)

第9条 着手届及び実績報告は、免除する。ただし、全ての事業完了後15日以内に完了検査を受けなければならない。

(前金払の請求等)

第10条 補助金の請求は、第7条第1号に規定する通知書（補助金等交付決定通知書）を受領した日から15日以内に、補助金等交付前金払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金は、口座振込の方法により交付するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、補助事業が完了したと認めたときは、補助事業の内容の検査及び補助金の額の確定をし、その結果を補助事業検査結果等通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前条第1項の請求により交付を受けた補助金の額が、前項の規定により確定した補助金の額に至らない場合は、その差額を市長に返還しなければならない。

(補助金の交付手続の委任)

第12条 補助金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ補助金等交付手続委任状（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第13条 補助金等の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはできない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 第12条第1項に規定する期間内に請求がされないとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 第4条に規定する補助事業者又は第6条に規定する補助事業の要件に該当し

なくなったとき。

(5) 補助金等の交付を受けた補助事業等について、他の給付を受けていたことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定による取消し（以下「取消し」という。）をしたときは、その旨を補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第12号）により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 補助金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された補助金に相当する額を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条に定めるところによる。

（帳簿の備付け）

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、及び補助金の交付を受けた日から5年間保存しておかななければならない。

（補則）

第17条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に係る様式、手続等に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。